## 「(仮称) 宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」(素案) に関する パブリックコメントの意見・提言と市の考え方について

## 1 パブリックコメントの実施状況

## (1) 意見の募集期間

·平成21年1月15日(木)~2月4日(水)

## (2) 意見の応募者数と件数

· 応募者数 3 名, 意見件数 6 件

	20代	30代	40代	50代	60代	70代
男 性			1	1		
女 性			1			
計			2	1		

## (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	メール	電話	持参	計
人数		1	1		1	3

## (4) 項目別意見数

(1)	垻日別思兄釵		
No	章	項目	意見数
1		1 計画策定の趣旨	
2	第1章	2 計画の位置づけ	
3	計画の概要	3 計画の期間	
4		4 用語の定義	
5		1 社会の動向と課題	
6		2 市民意識調査に基づく DV の現状と課題	
7	第2章	3 市女性相談所における DV 相談状況と課題	
8	DVの現状と課題	4 「配偶者からの暴力に関する調査」に基づく	
0		被害者の現状と課題	
9		5 課題のまとめ	
10		1 計画の基本的な考え方	
11	第3章	2 計画の基本目標	
12	計画の基本的な	3 目標値の考え方	
13	考え方と基本目標	4 重点事業の考え方	
14		5 計画の体系	
15		1 基本目標 I DV を許さない意識づくり	2
16	第4章	2 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり	
17	施策の展開	3 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり	1
18		4 基本目標Ⅳ DV 対策の推進体制づくり	1
19	第5章	1 配偶者暴力相談支援センターの機能の充実	
20	計画を推進する	2 庁内関係部署,関係機関,民間団体等との連携・	
	ために	協働	
21	720712	3 計画の進行管理	
22	参考資料	1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す	
		る法律	
23	その他	1 その他	2

#### 寄せられた意見

#### 第4章 施策の展開

## □1 基本目標 I D V を許さない意識づくり

DV の啓発活動の対象年齢は何歳からとしているのでしょうか。

思春期後期における DV の経験は,自尊心をひどく低下させますし,社会参加が制限されてしまいます。計画書 31 頁に「学校における人権教育・男女平等教育の実施」や「若者へのデート DV 防止啓発事業の実施」とありますが,高等学校においても,人権啓発を超えて,恋人間の DV の現状や対処方法など,具体的に DV について踏み込んだ啓発をして欲しいと思います。

#### 第4章 施策の展開

## □1 基本目標 I DVを許さない意識づくり

宇都宮市で成人式に DV 防止の話をして下さるのがありがたい。

## 第4章 施策の展開

# □3 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり

私はスクールカウンセラーです。子どもの不登校や学業不振,無気力などの背景には,夫婦の不仲によるものが約半数であり,DVに関する相談も年2,3回ほど受けています。

子どもには直接暴力を振るわれなかったとしても、間接的に心に強い影響を与えることや、被 虐待児は、知能指数の低下や学力低下につながる ことなども分かってきています。

現在の学校のカウンセリング体制では、このような被虐待児、DV家庭児へのカウンセリングは行うことが出来ません。無料で、臨床心理士、医

#### 市の考え方(案)

DV の発生を防止するためには、子どもの頃から人権尊重や男女平等意識を高めることが必要であると考えますことから、小中学生を対象に、「学校における人権教育・男女平等教育の実施」(事業番号 6)、「学校における性と健康に関する教育の実施」(事業番号 7)を通して啓発活動に取り組んでまいります。

また,高校生に対する DV 防止啓発につきましては,「若者へのデート DV 防止啓発事業の実施」(事業番号 2) において,高校や大学へのデート DV 出前講座等を通して啓発事業に取り組んでまいります。

現在,「成人式等でのデート DV 防止の啓発」 (事業番号 2②) の 1 つとして,成人式の全会場 で新成人を対象に,デート DV 防止のパンフレットを配布しております。

成人式での DV 防止講話につきましては, 式典の時間的な制約がありますことから, 難しいものと考えますが, 「デート DV 出前講座の実施」(事業番号 2①)を通して若者への啓発に取り組んでまいります。

心に深い傷を負っている被害者の子どもが心身の健康を取り戻せるようにするため、本計画では新たに「子どもの心の回復に向けた交流事業の実施」(事業番号24)において、保育士や医師等と連携しながら、被害者の子どもの心身の健康の回復を図っていく予定であります。

また、「子どもの心のケア・発達支援のための 関係部署・関係機関との連携」(事業番号 25) に おいても、引き続き児童相談所などの関係機関等 と連携しながら、被害者の子どもの心のケアを図 ってまいります。 師が,休日に継続的に相談できる体制作りが必要 であると思います。

#### 第4章 施策の展開

## □4 基本目標IV DV対策の推進体制づくり

2次被害を防ぐ必要性について,被害者から切 実な要望として聴いている。

関係職員への研修・啓発の実施回数を増やすことで, 更に充実した基本計画になると思う。

被害者が行政窓口で手続等を行う際,関係職員から心ない言葉をかけられるなどの 2 次被害を受けることを防止するため,「関係職員の窓口対応の向上」(事業番号 29) において,関係職員に対する 2 次被害防止研修の実施や,被害者対応マニュアルの充実など,2 次被害の防止を徹底してまいります。

#### その他

母は義父母と同居し、40 年以上苦労しています。「妻に、夫の親と無理に同居させるのは DV である」と、法律にはっきりと盛り込んで頂きたい。(「夫に、妻の親と同居させるのは DV」も含む)

法整備につきましては国の所管でありますが、 参考までに「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律」の第1条では、「暴力」を 「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有 害な影響を及ぼす言動」と定義しております。

#### その他

加害者更正プログラムの位置づけ,展望が課題である。

加害者更正プログラムにつきましては,国等が 試験的に更正プログラムに取り組んだ経緯があ りますが,その科学的な効果の検証や,加害者の 参加手法をはじめ,様々な課題があると聞いてお ります。

本計画では、加害者更正プログラムに対する記載しておりませんが、課題として認識しており、引き続き、国等の調査研究等の状況についての情報を収集してまいります。